

広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付要綱

令和2年3月23日

告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、広川町補助金等交付規則(平成18年広川町規則第10号)に定めるもののほか必要な事項を定め、住宅の耐震改修の実施に要する費用の一部を補助(福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金を活用する。)することによりその実施を促進し、もって震災に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)をいう。
- (3) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法(ツーバイフォー工法をいう。)で建築された木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全体の床面積の2分の1未満であるもの)をいう。
- (4) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他町長が住宅の耐震改修が必要と認める者で、耐震改修工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。

2 町長は、前項の規定にかかわらず特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当する施行者を補助対象者とすることができる。

(補助金の交付)

第4条 町長は、施行者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助対象住宅)

第5条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存在すること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)
- (3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (4) 居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定の者がいること。
- (5) 耐震改修工事により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(交付の対象となる費用)

第6条 補助金の交付の対象となる費用は、耐震改修工事に要する費用とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の額は、耐震改修工事に要する費用の50パーセントに相当する額とし、90万円を上限とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

(耐震改修工事の事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に当該工事について、町長と必要な協議を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。代理者を指名して補助金交付手続に関する権限を委任する場合は、委任状(様式第1—2号)を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の適否を決定したときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定通知書(様式第2号)又は広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金不交付決定通知書(様式第3号)を申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による交付を決定する場合において必要があるときは、補助金の

交付について条件を付することができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付申請取下届出書(様式第4号)を町長に届け出なければならない。

(補助事業の内容の変更)

第12条 申請者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について町長と協議をしなければならない。

2 申請者は、前項に規定する場合において交付決定の額の変更を伴うときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付変更審査結果通知書(様式第6号)を申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第13条 申請者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査等)

第14条 町長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 町長は、前項の規定による検査の結果、当該耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう申請者に指導することができる。

(実績報告)

第15条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金事業完了実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第16条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する場合は、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金額確定通知書(様式第8号)を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による確定通知を受けた申請者は、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第18条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第19条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第14条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書(様式第10号)を申請者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第21条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度から5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの補助金について適用する。

(経過措置)

2 第7条の規定については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年度までの補助金について適用する。

様式略